

日本プライムリアルティ投資法人御中

(住所) 東京都千代田区丸の内1丁目1号 森会館2階
(鑑定機関) 株式会社エルシー・アール国土利用研究所
(代表者氏名) 丸本博文

[不動産価格調査要約書]

別紙の不動産（JPR梅田ロフトビル）に関する平成18年6月26日付（発行番号 鑑第06-135-1号）不動産価格調査書の要約内容につき、下表のとおりご報告いたします。



	内容	根拠等
鑑定機関	株式会社エルシー・アール国土利用研究所	
調査価格	13,980,000,000円	
価格の種類	特定価格	現実の社会経済情勢の下で合理的と考えられる条件を満たす市場で形成されるであろう市場価値を表示する適正な価格（正常価格）は、本件においては特定価格と一致する。
価格調整方法	D C F 法を重視し、直接還元法を参考とした収益価格を採用した。	
価格時点	平成18年6月30日	
収益価格	13,980,000,000円	
調整方法	D C F 法を重視し、直接還元法を参考とした。	
直接還元法による収益価格	直接還元法（実額） 14,300,000,000円	直接還元法（想定） 14,300,000,000円 実額は現行賃料、費用に基づき査定。想定は賃料、費用等を価格時点において市場想定して査定。
①有効総収入	804,822,000円	804,822,000円 可能総収入から空室等損失を控除して査定。
賃料収入	796,800,000円	796,800,000円 実額は現行賃貸条件に基づき、想定は市場想定賃料に基づき査定。
その他収入（アンテナ設置料）	8,022,000円	8,022,000円
可能総収入	804,822,000円	804,822,000円
空室等損失	0円	0円 実額は現行空室率を計上、想定は市場空室率をもとに査定。
②総費用	57,884,722円	57,831,426円
対有効総収入比率	7.2%	7.2%
固定資産税・都市計画税	52,107,907円	52,107,907円 平成18年度実額を計上。
その他税金等	147,500円	147,500円 償却資産税等を過去実績に基づき計上。
テナント管理費	3,674,995円	3,621,699円 実額は過去実績に基づき計上。想定は総収入の0.45%と査定して計上。
建物管理費	0円	0円 マスターイース契約により計上しない。
維持修繕費	0円	0円 マスターイース契約により計上しない。
水道光熱費	0円	0円 マスターイース契約により計上しない。
損害保険料	1,954,320円	1,954,320円 御提示資料に基づき計上。
その他費用	0円	0円
③純収益（NO I = ① - ②）	746,937,278円	746,990,574円
④長期修繕積立金	26,773,614円	26,773,614円 御提示資料に基づき査定のうえ計上。
⑤テナント募集費	0円	0円
⑥敷金・保証金運用益	16,096,440円	16,096,440円 運用利回り2%で運用するものとして計上。
⑦現状回復費用	0円	0円
⑧正味純収益 (NCF = ③ - ④ - ⑤ + ⑥ - ⑦)	736,260,104円	736,313,400円
⑨還元利回り(NCFキャップレート)	5.15%	5.15% 利回り事例等を参考として査定。
DCF法による収益価格（③ + ⑦）	13,980,000,000円	
①期間収益割引率	5.05%	還元利回りとの関係等を考慮して査定。
②最終還元利回り	5.25%	上記割引率に将来の収益予測に対する不確実性等を考慮して査定。
③期間収益の現在価値の総和	5,671,836,109円	
④10年後の売却価格	14,025,017,143円	11年目の純収益を最終還元利回りで還元して査定。
⑤売却費用	420,750,514円	売却価額の3%と査定。
⑥復帰価格等	13,604,266,629円	売却価額-売却費用（④-⑤）
⑦復帰価格等の現在価値	8,312,166,098円	復帰価格等を期間収益割引率により価格時点に割り戻した（⑥×複利現価率）。
積算価格	8,630,000,000円	
土地比率	81.3%	百分率で小数点第2位を四捨五入。
建物比率	18.7%	百分率で小数点第2位を四捨五入。

不動産の鑑定評価額又は調査価格は、個々の不動産鑑定士の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものにとどまります。同じ物件について鑑定または調査を行った場合でも、不動産鑑定士、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額又は調査価格が異なる可能性があります。また、かかる鑑定又は調査の結果が、現在及び将来において当該鑑定評価額又は調査価格による売買を保証又は約束するものではなく、不動産が将来売却される場合であっても鑑定評価額又は調査価格をもって売却できるとは限りません。